

令和2年5月22日

ご家族・ご関係者各位

サンシャインホーム  
施設長 奥下 洋平

#### 新型コロナウイルス感染症流行に伴う入所者との面会について

令和2年1月に国内にて新型コロナウイルス感染症(以下、感染症)の発症が確認されてから5カ月が経過いたしました。感染者の増加に伴いサンシャインホームでは令和2年2月22日より面会を禁止させて頂いているところですが、ご家族様、ご関係者の皆様には大変なご迷惑をおかけしております。お陰様を持ちましてご入所者様には感染症に類する体調不良は見られず、感染予防の徹底により他の感染症に感染することもなく、穏やかに日々をお過ごしです。

サンシャインホームの皆様が穏やかに過ごされているなか、国内では感染者が日増しに増加し、3月の初旬には全国で学校が休校になり、令和2年4月8日には東京都など7都府県に対して緊急事態宣言が発令されました。その後、緊急事態宣言は全国に対しても発令され、令和2年5月6日に宣言解除の予定でしたが、令和2年5月31日まで延長がされたところですが、

一方で皆様のご協力により感染者数は減少傾向にあり、令和2年5月14日には全国39県の緊急事態宣言が解除されました。今後の推移によっては東京都を含む5都道県に対しても令和2年5月31日を待たずに宣言の解除が検討されています。

そこでサンシャインホームでは緊急事態宣言が解除されたのちに面会について制限を設けつつ再開をしていきます。入所者の皆様は高齢者であり、基礎疾患をお持ちの方も多くいらっしゃいます。ひとたび感染すれば重症化する可能性も高く、多くの方に対して集団感染(クラスター)を引き起こしかねません。面会には別紙のルールを順守して頂きますので、なにとぞご理解頂きますようお願いいたします。

【別紙】

新型コロナウイルス感染症流行期における入所者との面会ルール

- 面会ルール対象施設は以下の通りです。
  - ・サンシャインホーム(介護老人福祉施設)
  - ・サンシャインホームⅡ(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設)
  - ・サンシャインホーム(短期入所生活介護)
  - ・グループホーム サンシャインホーム(認知症対応型共同生活介護)
  
- 面会は1週間に1度(前回の面会から6日間を空けてお願いします)となります。

例:令和2年6月1日に面会した場合、次回面会は令和2年6月8日となります。

※面会は入所者1名あたりになりますので、ご親族やご関係者であっても前回の面会から6日間を空けていただきます。
  
- 面会可能日は月曜から土曜日(祝日を含む)までとし、当面の間は日曜日の面会を制限させていただきます。
  
- 面会可能時間は毎日午後14時～17時までの3時間とし、準備及び事後対応時間を含めまして1回30分とします。(1日12組まで)
  
- 面会時間は1回20分までとさせていただきます。

以下の流れで面会

例:14:00に来園

  - 14:05より面会開始
  - 14:25に面会終了
  - 14:30までに施設より退出

※面会前後5分間を面会準備及び事後対応時間とさせていただきます。

※面会終了時間は厳守となります。遅れて来園されましても時間を延長することはできません。
  
- 面会場所はサンシャインホーム1Fとなります。入居フロア及び居室へ入室することはできません。
  
- 面会人数は2名までとさせていただきます。
  
- 面会可能年齢は15歳以上(高校生以上)とさせていただきます。
  
- 面会は事前予約とさせていただきます。面会希望当日にご予約頂くことも可能ですが、面会希望時間に他の方の予約が入っていた場合にはご希望通りの時間では面会ができません。(同一時間帯での面会を2組までとさせていただきます)

○以下の方は来園されましても面会をお断りさせていただきます。

- ・来園時に37.5度以上の発熱がある方
- ・来園時に37.5度未満であってもあきらかに体調不良とみられる方
- ・面会時にマスクの着用をお願いしますが、マスクを持参されていない方
- ・施設が実施している予防対策にご協力いただけない方
- ・面会日を基準日として、過去14日以内に海外渡航歴のある方
- ・東京都外に住所地がある方
- ・妊婦である方

○面会中における注意点

- ・面会中はマスクを外さないでください。
- ・面会中は密接とならぬようお願いします。
- ・面会中の飲食はおやめください。
- ・体調不良者と同居されている方は面会をお控えください。
- ・面会当日に入所者が体調を崩された場合には、面会を中止させていただく場合がございます。
- ・入所者の同室者が発熱した場合には、面会を中止させていただく場合がございます。
- ・面会時間は時間厳守でお願いいたします。
- ・注意点を順守頂けない場合、面会を中止させていただきます

○面会についての連絡及び相談について(ご予約連絡)

担当

生活相談員：伊藤・長岐・田中

連絡先：042-531-3741